No.１３

令和３年（９月）

第３回定例会議案

熊谷市

目　　次

議案番号	議案名	所管課	頁
第６５号	専決処分の承認を求めることについて （令和３年度熊谷市一般会計補正予算（第４号)）	財　政　課	１
第６６号	専決処分の承認を求めることについて （熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例）	市　民　課	１０
第７７号	熊谷市立学校設置条例の一部を改正する条例	学校教育課	１３
第７８号	熊谷市都市公園条例の一部を改正する条例	公園緑地課	１４
第７９号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例	保　育　課	１６
第８０号	熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	保　育　課	１７
第８１号	市道路線の認定について	管　理　課	２２

議案第６５号

専決処分の承認を求めることについて

令和３年度熊谷市一般会計補正予算（第４号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和３年９月２日提出

熊谷市長　富　岡　　清

専決処分書

令和３年度熊谷市一般会計補正予算（第４号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和３年８月２日

熊谷市長　富　岡　　清

令和３年度熊谷市一般会計補正予算（第４号）

令和３年度熊谷市の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２０，０４０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６６，８９６，３８３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和３年８月２日

埼玉県熊谷市長　富　岡　　清

第 1 表　　歳入歳出予算補正

歳　　入　　単位　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
20　繰越金		1,037,865	20,040	1,057,905
	1　繰越金	1,037,865	20,040	1,057,905
歳　　入　　合　　計		66,876,343	20,040	66,896,383

歳　　出

単位　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,379,116	20,040	6,399,156
	4 選挙費	216,586	20,040	236,626
歳出合計		66,876,343	20,040	66,896,383

1　総　括

歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

（歳　　入）　　単位　　千円

款	補正前の額	補正額	計
20　繰越金	1,037,865	20,040	1,057,905
歳　　入　　合　　計	66,876,343	20,040	66,896,383

（歳　　出）　　単位　千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2　総務費	6,379,116	20,040	6,399,156	0	0	0	20,040
歳　出　合　計	66,876,343	20,040	66,896,383	0	0	0	20,040

2　歳　入

第 20款 繰越金　　20,040

第　1項 繰越金　　20,040

単位　千円

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
1 繰越金	1,037,865	20,040	1,057,905	1 繰越金	20,040	前年度繰越金　20,040
計	1,037,865	20,040	1,057,905			

3　歳　出

第　2款 総務費　　20,040

第　4項 選挙費　　20,040

単位　千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業名	節区分	説明	
				特定財源			一般財源				
				国県支出金	地方債	その他					
5 熊谷市議会議員補欠選挙費	0	20,040	20,040	0	0	0	20,040	○ 熊谷市議会議員補欠選挙事業	1 報酬	報酬	107
									3 職員手当等	時間外勤務手当	84
									8 旅費	費用弁償	6
									10 需用費	消耗品費	470
										印刷費	1,670
										食糧費	12
									12 委託料	委託料	11,000
									13 使用料及び賃借料	使用料	186
									18 負担金、補助及び交付金	負担金	6,505
計	216,586	20,040	236,626	0	0	0	20,040				

議案第６６号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和３年９月２日提出

熊谷市長　富　岡　　清

専決処分書

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和３年８月２３日

熊谷市長　富　岡　　清

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例

熊谷市手数料徴収条例（平成１７年条例第６６号）の一部を次のように改正する。

別表第２１号を次のように改める。

２１	削除	

附　則

この条例は、令和３年９月１日から施行する。

議案第７７号

熊谷市立学校設置条例の一部を改正する条例

熊谷市立学校設置条例（平成１７年条例第８８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号の表熊谷市立成田小学校の項及び熊谷市立星宮小学校の項を削り、同表熊谷市立新堀小学校の項の次に次のように加える。

熊谷市立成田星宮小学校	熊谷市上之２８１０番地

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

令和３年９月２日提出

熊谷市長　富　岡　　清

提案説明

熊谷市立成田星宮小学校を設置するとともに、熊谷市立成田小学校及び熊谷市立星宮小学校を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第７８号

熊谷市都市公園条例の一部を改正する条例

熊谷市都市公園条例（平成１７年条例第２１３号）の一部を次のように改正する。

別表第１利根川総合運動公園の項に次のように加える。

多目的ゴルフひろば	１月４日から１２月２８日まで	午前８時３０分から午後５時まで

別表第５の２熊谷運動公園の表⑷テニスコート使用料の表クレーコートの項を削る。

別表第５の５利根川総合運動公園の表に次のように加える。

⑷　多目的ゴルフひろば使用料

区分				午前	午後	全日
				午前８時３０分～正午	午後１時～午後５時	午前８時３０分～午後５時
入場料又はこれに類する料金を徴収しない場合	一般	Ａグラウンド	東面	１，２６０円	１，３６０円	２，６２０円
			西面	１，２６０円	１，３６０円	２，６２０円
		Ｂグラウンド	１面	１，２６０円	１，３６０円	２，６２０円
		Ｃグラウンド	１面	１，２６０円	１，３６０円	２，６２０円
	児童、生徒等	Ａグラウンド	東面	６３０円	６８０円	１，３１０円
			西面	６３０円	６８０円	１，３１０円

		Ｂグラウンド	１面	６３０円	６８０円	１，３１０円
		Ｃグラウンド	１面	６３０円	６８０円	１，３１０円
入場料又はこれに類する料金を徴収する場合				総収入額の１００分の５に相当する額。ただし、その額が３１，４３０円に満たないときは、３１，４３０円とする。		

備考

１　熊谷市、深谷市又は寄居町に居住又は通勤若しくは通学をしている者以外の者が利用する場合は、上記の額の倍額とする。

２　「児童、生徒等」とは、小学生、中学生及び高校生以下の者をいう。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、別表第５の２熊谷運動公園の表⑷テニスコート使用料の表クレーコートの項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和３年９月２日提出

熊谷市長　富　岡　　清

提案説明

利根川総合運動公園多目的ゴルフひろばの使用料の額等を定めるとともに、熊谷運動公園テニスコートの使用料に関する規定の整備を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第７９号

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

熊谷市立児童クラブ条例（平成１８年条例第３６号）の一部を次のように改正する。

別表中「熊谷市立成田児童クラブ」を「熊谷市立成田星宮児童クラブ」に改める。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

令和３年９月２日提出

熊谷市長　富　岡　　清

提案説明

熊谷市立成田星宮小学校の設置に伴い、熊谷市立成田児童クラブの名称を変更したいので、この案を提出するものであります。

議案第８０号

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

目次中「雑則（第３８条）」を「削除」に、「　第５節　雑則（第５６条）」を「第４章　雑則（第５６条・第５７条）」に改める。

第３条第１項中「以下」を「第５７条を除き、以下」に改める。

第６条第２項から第５項までを削る。

第２章第５節を次のように改める。

第５節　削除

第３８条　削除

第４１条第２項を削る。

第４５条第１項第３号中「この号」の次に「及び第４項第１号」を加える。

第３章第５節を削る。

本則に次の１章を加える。

第４章　雑則

（暴力団等の排除）

第５６条　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所並びにこれらの職員は、熊谷市暴力団排除条例（平成２５年条例第２８号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は同条例第３条第２項に規定する暴力団関係者と不適切な関係を有すると認められるものであってはならない。

（電磁的記録等）

第５７条　特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下この

条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録その他これに類するもののうち、この条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うこととされるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）により行うことができる。

2　特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第４項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

⑴　電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの

ア　特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3　前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4　特定教育・保育施設等は、第２項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示すとともに、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

⑴　第２項各号に規定する方法のうち、特定教育・保育施設等が使用するもの

⑵　ファイルへの記録の方式

5　前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第２項の規定による記載事項の提供を電磁的方法により行ってはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者

が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6　第２項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第２項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第１号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意をする」と、「受けない」とあるのは「しない」と、同項第２号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、第４項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第１号中「第２項各号」とあるのは「第６項において準用する第２項各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意をしない」と、「第２項の規定による記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和３年９月２日提出

熊谷市長　富　岡　　清

提案説明

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、特定教育・保育施設等が書面等により行う記録等について、電磁的記録により行

うことができることとするとともに、当該電磁的記録の提供方法等に関する基準を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第８１号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、別紙記載の路線を市道路線として認定することについて、議決を求める。

令和３年９月２日提出

熊谷市長　富　岡　　清

提案説明

開発行為に伴い本市に帰属された道路等を市道路線として認定したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
1	市道　50874　号線	箱田七丁目１５８番３地先	
		箱田七丁目１５８番５地先	
2	市道　50875　号線	中西一丁目２３５３番５地先	
		中西一丁目２３０９番２地先	